

シニアが活躍できる企業を支援します！

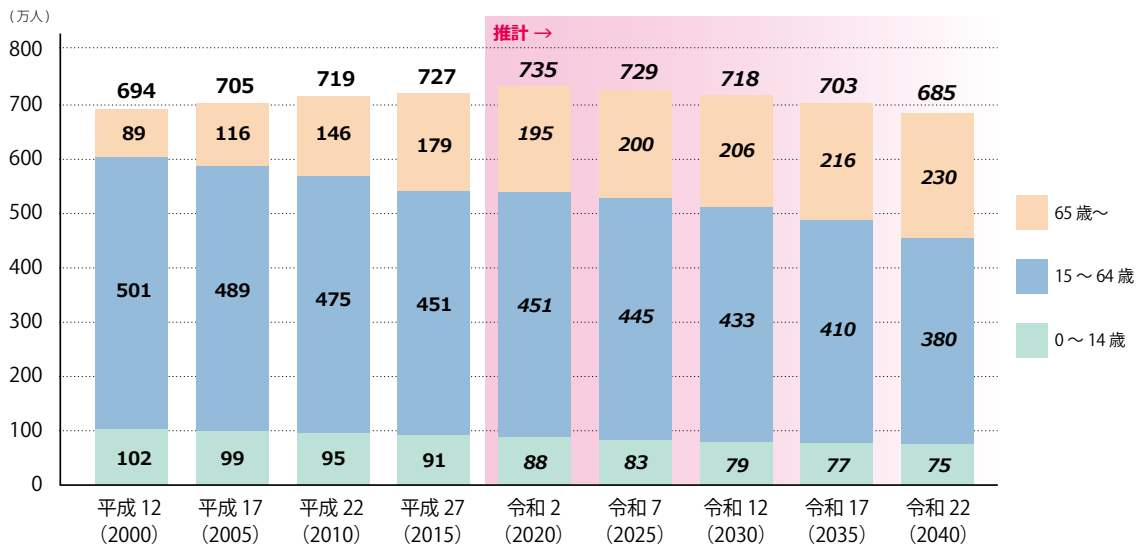
埼玉県 産業労働部 人材活躍支援課 シニア活躍支援担当

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する一方で、働く意欲の高い元気なシニアは増えていきます。県内中小企業にとって最重要課題の一つである人材確保のためにも、シニアが働きやすい職場づくりの推進が求められています。

また、令和3年には高齢者雇用安定法が改正され、70歳までの就業確保措置が事業主の努力義務となるなど、シニアの雇用促進に向けた取組は加速しています。

そこで、県では、シニアが活躍できる職場環境づくりなどを進める企業を支援するため、次の事業を実施しています。

本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



平成27年までは「国勢調査」（総務省）、令和2年以降は埼玉県推計（国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある。）
出典：埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和4年度～令和8年度）



県の事業

1. シニア活躍推進宣言企業の認定
2. 70歳雇用確保助成金の交付
3. 埼玉県セカンドキャリアセンターでの人材紹介



以下では、各事業について御紹介いたします。企業の皆様の御利用をお待ちしております。

1. シニア活躍推進宣言企業の認定

県では、シニアの活躍の場の拡大につながる取組を実施している（又は今後実施する予定の）企業を募集し、「シニア活躍推進宣言企業」に認定しています。さらに、その認定された企業のうち、70歳以上まで働ける制度のある企業を「シニア活躍推進宣言企業プラス」に認定しています。



取組の例

- シニアの定年や継続雇用の制度を見直す取組
(定年年齢の延長 など)
- シニアの雇用、働く場所・機会を増やす取組
(シニア向けの仕事を新たに作る など)
- シニアが安心して働ける環境を整える
(シニアの特性に配慮した勤務形態を導入 など)

(令和5年3月末現在) シニア活躍推進宣言企業 3,165社 シニア活躍推進宣言企業プラス 1,534社

(1)「シニア活躍推進宣言企業」に認定された場合の特典

①アドバイザーによる支援

シニア活躍の取組について、社会保険労務士や中小企業診断士等がアドバイス **(無料)**

②人材確保を支援

県主催の合同企業面接会やミニ面接会への参加を御案内（県ホームページ「働くシニア応援サイト」
(<https://www.senior.pref.saitama.lg.jp/>) に採用関連情報を掲載することもできます。)

③県制度融資の優遇措置

県の中小企業向け制度融資を御利用の際に、低利な「産業創造資金・社会貢献企業優遇貸付」の御利用が可能（別途審査があります。詳しくは、埼玉県産業労働部金融課（048-830-3801）までお問合せください。）

④認定証・ステッカーの取得

宣言企業のシンボルマークを企業のイメージアップに御利用

⑤県による広報

働くシニア応援サイトで、企業の情報を掲載してPR

シンボルマーク



埼玉県

シニア活躍推進宣言



埼玉県

シニア活躍推進宣言 **プラス**

(2)認定までの流れ

①「認定に関するチェックリスト」(3参照)を県人材活躍支援課に送付

(電子メール：a4540-02@pref.saitama.lg.jp、FAX：048-830-4854)

②県が委託した団体（一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）から訪問の日程調整の連絡

③「シニア活躍推進アドバイザー」（中小企業診断士）が訪問等し、取組の内容を確認（就業規則、労働協約等の関係規程や、取組実績の概要が確認できるものを御準備いただくことがあります。）

④確認させていただいた内容に基づき県で認定

⑤お手元に認定証とステッカーをお届け

(県ホームページ等で「シニア活躍推進宣言企業」としてPRさせていただきます。)

(3)申込方法等について

詳しくは、次を御覧ください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0813/kakudai-jigyousuishin-sengen.html>



2. 70歳雇用確保助成金の交付

県では、70歳以上まで働ける制度を導入する企業を対象とした助成金の申請を受け付けています。

(1)対象となる取組

企業が定める基準を満たす者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入

(2)対象となる企業

以下のすべてに該当する場合が対象です。

- ① 埼玉県内の事業所に次の者がいること
 - ㊦ 定年前の正社員（※1）
 - ㊧ 5年以内に定年又は継続雇用の上限年齢になる雇用者（※1）
- ② 埼玉県の類似の助成金又はこの助成金を受給したことがないこと
- ③ 「シニア活躍推進宣言企業」（※2）で、「シニアの雇用、働く場所・機会を増やす」などの認定項目のうち2つ以上を実施済みであること

※1 申請日において、1年を超えて雇用されている者に限ります。

※2 認定を受けていない場合は、別途御相談ください。

(3)交付額

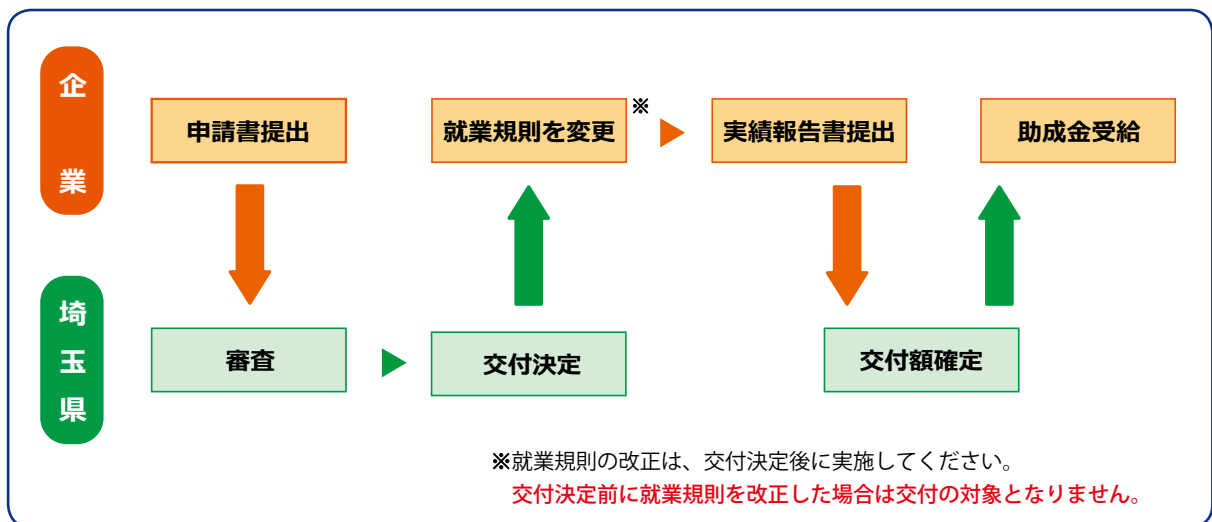
1社当たり30万円

(4)申請期間

令和5年6月1日（木）から11月30日（木）まで

※申請順に審査を行い、交付企業を決定します。予算額の上限に達した場合（70社を予定）は、募集を締め切ります。

(5)交付までの流れ



(6)申込方法等について

詳しくは、次を御覧ください。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0813/joseikin/joseikin.html>



3. 埼玉県セカンドキャリアセンターでの人材紹介

埼玉県セカンドキャリアセンターでは、シニアをはじめとする全ての求職者の就職を支援しており、就職相談、職業紹介などを行っています。

同時に当センターでは、従業員を募集している企

業に求人登録をしていただき、御希望に沿う求職者を紹介して人材確保を支援しています。

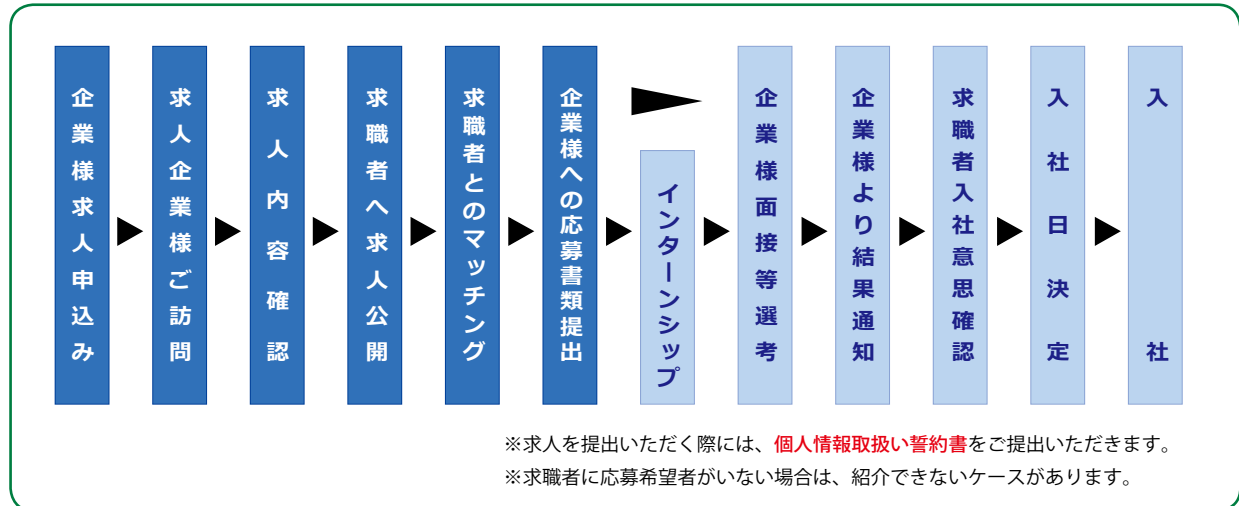
人材探しのチャンネルが多ければ多い方が、良い人材が見つかる可能性が高まります。同センターでの求人登録をお待ちしております。

(令和4年度就業確認者数 1,856人)

(1)セカンドキャリアセンターを御利用いただくメリット

- ①御利用は**無料**
- ②シニアをはじめとした様々な求職者が登録・利用
- ③採用に関する事務負担の軽減
(担当スタッフが企業の求める人材についてヒアリングを行い、希望に合った求職者をお探しします。)
- ④きめ細やかなマッチング
(担当スタッフが企業と求職者それぞれから希望を丁寧にお聞きした上で、マッチングを行います。)
- ⑤シニア向け合同企業面接会などへの参加
- ⑥シニア向けインターンシップの実施
(職場見学等を行うことでミスマッチの防止が可能)

(2)御採用までの流れ



(3)求人登録のお問合せ先について

埼玉県セカンドキャリアセンター

電話：049-265-5844、FAX：049-265-5845

営業時間：平日 9：00～17：00 ※土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

URL <https://careercenter-branch.com>



この記事に関するお問合せ

埼玉県 産業労働部 人材活躍支援課 シニア活躍支援担当

電話：048-830-4539、FAX：048-830-4854